
福島県総合計画審議会議事要旨

1 日 時

平成16年2月10日(火)10:30~11:50

2 場 所

杉妻会館 4階 「牡丹」

3 出席委員

鈴木浩 審議会会長

國井常夫 委員

佐藤直美 委員

白石昌子 委員

田子正太郎 委員

永田リセ 委員

中山洋子 委員

新妻香織 委員

二階堂徳雄 委員

畠腹桂子 委員

星倭文子 委員

星陽子 委員

丸睦美 委員

森芳信 委員

谷ヶ城隆 委員

山川充夫 委員

和合正義 委員

藤森英二 委員(代理出席:大内忠夫福島県市長会常務理事)

4 議 事

(1)福島県土地利用基本計画の計画書及び計画図の変更について

(2)その他

5 提出資料

資料1 福島県土地利用基本計画の変更について(概要)

資料2 報告事項等

(資料内訳)

2-1 国土利用計画法に基づく土地売買等届出書受理件数

2-2 大規模開発事前協議等の受理状況

2-3 大規模(10ha以上)な土地開発許可事案概要表

2-4 平成15年度重点施策体系対応事業

参考資料 土地利用基本計画について

資料3 「うつくしま21」の中間点検と見直しについて

資料4-1 平成16年度重点事業

資料4-2 平成16年度重点推進分野事業

6 審議会概要(要旨)

■知事あいさつ(代理 副知事)

おはようございます。私副知事ですが、知事の挨拶を代読いたします。

福島県総合計画審議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。委員の皆さんには、日頃県政の進展に向けて格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在我が国は社会のあらゆる面で大きな変革期にあり、これまでの発展を支えてきた様々な社会システムを再構築する動きが急速に進みつつあります。国と地方の在り方についても見直しが進められ、三位一体の改革や市町村合併の動きが本格化するなど、地方分権の流れが揺るぎないものとなっており、今まさに地方の自立が求められております。

こうした中、地域経済の活性化と地域雇用の創造に地方が自主的に取り組む地域再生計画がスタートいたしましたが、県におきましては、本計画を自己決定・自己責任の原則のもと、地方の主体的な政策立案を推進する好機ととらえ、県内各市町村にも積極的な提案を呼び掛けた結果、本県関係の提案が全体の5分の1を超える全国一となったところであります。

県といたしましては、こうした市町村の創意工夫をこらした自主的な取り組みを尊重しながら、地域の持つ資源や、人と人との繋がりを大切にする「共生の論理」の考え方に基づき、本県の特性を活かした個性豊かな美しいふくしまの実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいり考えでありますので、皆さまの一層のご支援をお願い申し上げる次第であります。

本日は県民生活及び産業の基盤である、県土の有効かつ適正な利用の確保に向けて、各種土地利用計画の総合調整機能を果たしております、福島県土地利用基本計画の変更についてお諮りする事としておりますので、率直なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶いたします。

平成十六年二月十日

福島県知事 佐藤 栄佐久

知事の挨拶は以上です。

■審議会長あいさつ

おはようございます。会長の鈴木です。皆さま方にはお忙しいところご出席頂きまして本当にありがとうございます。

ご承知のように、福島県では昨年度、総合開発審議会と国土利用計画審議会を、合併、統合しまして、新たな総合計画審議会をおこして出発いたしました。

今回議論していただくものは、福島県土地利用基本計画について、この変更について、皆様にお諮りするものであります。

実は、国全体としても、これまで5次にわたって全国総合開発計画というのが策定されてきました。併せて国土利用計画というのがあったわけですけども、これを見直して統合しようという動きがもう何年か前から始まっています。

そんな事が一方でありますので、福島県としてもこの総合計画と国土利用計画を有効に効率のいいものにしていくという観点から私どもの審議会はそういう格好になったのだろうと私は解釈しております。

今日はその中で土地利用基本計画の見直しについて皆さんにお諮りするものであります。

そのような訳で今日は忌憚のない意見をお伺いできるといいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

■諮詢 福島県土地利用基本計画の変更について

【副知事】

福島県土地利用基本計画の変更について(諮詢)

国土利用計画法、(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項の規定で準用する同条第十項の規定に基づき別紙福島県土地利用基本計画の変更について貴審議会の意見を求めます。

(副知事から鈴木会長へ諮詢文を手渡し)

■議題1 福島県土地利用基本計画の変更について

【鈴木浩会長】

それでは、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、定足数の確認を行います。本日は委員現員25名中18名が出席しておられますので、本審議会が有効に成立していることを先ず確認させていただきます。

続きまして、議事録署名人を選びたいと存じますが、議長の指名により決定することとして宜しいでしょうか。宜しくお願ひします。

(会場から「異議なし」との声あり)

それでは議事録署名人をご指名申し上げます。お一人は新妻香織委員、もう一人は和合正義委員にお願いしたいと思いますので、宜しくお願ひいたします。

それでは議事に移らせていただきます。次第に従いまして、先程知事から諮詢のありました議題1の福島県土地利用基本計画の計画書及び計画図の変更について、事務局から説明をお願

いいたします。

宜しくお願ひいたします。

【事務局(企画調整部土地水調整参事)】

資料1に基づき「福島県土地利用基本計画の変更」について説明

【会長】

どうもありがとうございました。

議題の1について、詳しく案件整理番号10までご説明をいただきました。これについてご意見やご質問がありましたら宜しくお願ひいたします。

はいどうぞ。

【山川充夫委員】

8ページですけれども、ここで「良好な市街地形成」というふうになってますが、良好という判断はどういう基準であるのかということです。これが一点目です。

それから、二点目が9ページです。ここも「当面現況(原野)が維持される」というのは、これは原野というのはそのままにしておくという、こういう意味かと思うんですけれども、今回提案されている他の所では、畠地にするとかというこういう提案があるんですけども、これとの関係をなぜこの所だけ原野としてしまうのかということですね。以上です。

【会長】

はい、それでは今の二件について事務局の方でご答弁いただけますか。お願ひいたします。

【事務局(都市計画副主幹)】

ただ今質問がありました8ページの「良好な市街地を形成する」の「良好」でございますが、今回の市街区域編入の中にですね、編入と合わせまして都市公園を整備したいと思っております。

それから都市計画道路等を配置しまして、公園につきましては、河東町につきましては1人あたりの面積が0.18平方メートルと、いわゆる県平均全体から比べまして非常に少ない状況にありますので、まず公園を整備したいと。それから中に道路を整備しまして、いわゆる防災関係の避難等にも活用できるような形で、快適な居住空間を確保したいということで「良好な市街地の形成」というふうにしております。以上です。

【会長】

はい、一件は今のようなご答弁で、後は福島森林地域の件について。

はい、宜しくお願ひいたします。

【事務局(森林計画参事)】

第2件目の整理番号3の当面現況原野が維持されるという話でございますけれども、これは採石採取後について、平らな部分について現況を草地化してございまして、将来にわたっての使用計画がありませんので、林地にしたいとも、出来れば資材置き場等に使いたいという意向もありますて、当面の間草地、いわゆる草をとる草地ではなく、レベルになった草地、というような形で

保管したいというのが所有者の意向ということでそのような形になってございます。

なお、そのような形にしたい場合でも林地開発の許可で土砂の流出とか等については十分に配慮されているということでございます。

以上でございます。

【会長】

いかがでしょうか。宜しいですか。

【山川充夫委員】

暫定的な利用なんですね。今の状況は。

【事務局(森林計画参事)】

暫定的に、利用しないでそのまま保管しておきたいというような形になるかと思います。

【山川充夫委員】

はい、わかりました。

【会長】

よろしいですか。はい、他にいかがでしょうか。

はい、丸委員お願ひいたします。

【丸睦美委員】

1ページと2ページ目から見ると、福島森林地域とかですね、「他用途転用により現況森林でなくなり」という文章があり、あと1ページで都市地域が拡大されて農業地域・森林地域が縮小されていますけれども、転用転用と次から次として、都市地域を拡大し、農業・森林地域は縮小されるというのは地球規模の環境問題から見ても問題が多いのではないかと思います。

むしろ、農業地域・森林地域を拡大する方向に持っていくべきじゃないかと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

【会長】

マクロな位置づけ、県土全体のあり方を巡ってのご質問だと思いますが、いかがですか。

【事務局(土地水調整参事)】

自然保護、環境保護というような観点から、当然そういうあるべき姿というのはあると思います。ただ一方、財産権の保証という観点からしますと、これらの財産権を制限するには法律をもってしなければならないというような憲法上の制約もございます。

県といたしましては自然も含めました環境保護というような観点から、環境関係の、例えば、猪苗代や裏磐梯の湖沼水質の保全とかですね、制度を設けて県民の方々に環境保全というものを訴えていくということで事業を推進しているところでございますが、先ほど申しました通り、一時的には所有者の意向というものがかなり優先されるというようなことが現状であるというふうに考えております。

ただ、今後とも環境関係につきましては、県全体として力を入れて保全を図っていくということ

で進めてございますので、そのような方向で進めてまいりたいということで考えてございます。

【会長】

丸委員いかがでしょうか。宜しいですか。

関連して、はい、どうぞ

【森芳信委員】

前にも一回お願いした事があると思うんですが、この委員会で出てくる時にいつも単年度の変更なんですね。前に言いました通り10年とか20年とか30年でどういうふうに変化していってかかるかっていうのを見せていただきたい。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

土地利用基本計画の福島県の場合に単年度の変化だけではなくて、例えばここ10年单位ぐらいでどう変わってきているのかっていうことをみながらチェックする必要があるのではないかという、こういうお話ですが何かコメントございますか。

【事務局（土地水調整参事）】

その辺は数字をまとめて、次回提示できるように努めたいと思います。

なお、前回の時も少しその辺の資料を意識しまして変遷をちょっとだけ、数字を入れたんですが、今後ともその辺の数字を明らかにしたいと思っております。

【会長】

今のようなご答弁で宜しいでしょうか。

はい、それではどうぞ。

新妻委員お願いします。

【新妻香織委員】

土地利用に関してたくさんの機関の認証を経てこう変更がなされるんだということが、今回良く理解出来たんですけれども、この変更計画がですね、例えば個人的な工場主、自治体じゃなくて工場主のような所からあがってくる場合もあるんですが、その申請に書かれている目的が必ずしも最終目的じゃないこともあるということを私最近知ったんですね。それはですね、今回の事例じゃなくて申し上げているんですけれども、今、相馬市の菖蒲形という所にですね、産廃場の計画があってですね、ここは相馬市の水源にあたる所なのでこんなものを作られちゃ困るということを相馬市は言いまして、農用地の変更申請を返戻したんですね。それなのにですね、この業者はですね、昨年この土地を農振地の除外の申請じゃなくてですね、植林をしたいという形で変更願をあげてきているんです。ただですね、この土地がですね、この間競売にかかったんですが、競売の評価額がわずか200万のところをですね1億もかけて買ってるんです。評価額1万5千円の所も1千万円つけて、もう誰にも買わせないっていう勢いで買っているんですね。

ご存じのように産廃の世界はそういう投機を目的にする人々が暗躍する世界でして、このような狡猾な集団も使ってやってくる訳ですね。ただ、自治体としましては申請書をちゃんと出されて

しまいますと、それに抵抗する手段はない訳ですよね。それで、もっと無力な県民はどうしようもないことになってしまう訳です。こんな事態に対してですねどういう配慮がなされるのかというか、本当に申請に出された目的を更に越えた目的がある事実に対して、私たちはどうしたらいいのかと言うことをちょっとお尋ねしたいんです。

【会長】

どなたかお答え出来ますでしょうか。事務局の方で。あるいは同じ様な案件をご存じの委員の方からで。はい、じゃあ事務局の方でお願いいたします。

【事務局（農地利用調整参事）】

今、農振地域という話が出てまいりましたので、その中でお答えしたいと思うんですが、もし農振地域となっていて農地等であれば、二重に農振の除外と後は農地の転用というものにかかってまいりますけれども、その時に何故植林しなければならないのか、その辺結構シビアにみさせていただいてはおります。ただし、100%網にかかるないように見てるのかというと、これは当面そういう計画でありますという時にはそれで見ざるをえない所はあります、意図するのはなんなのかというような所まで考慮しながら見ていきたいというふうには思っております。

例えば、植林する場合においてはただ幼木をですね、苗木といいますか、そういうものはすぐに植えて「はい転用になりました」というようにはいかない訳でありまして、4、5年の活着期間、そういうものを考慮しながら考えていくということにはなってございます。今のところ十分であるかどうかというのはあれなんですけれども、限界というのはそういう所にはあるようには思っております。

以上です。

【会長】

新妻委員いかがでしょう。

【新妻香織委員】

土地利用基本計画のこの場で話すことではないんですが、本当に産廃場は必要で、確かに今の時点、本当にゴミは埋めたり燃やしたりする時代ではないのだというところから議論したいところですが、現時点においてはまだ産廃場が必要だという事はわかっているのですが、今、県の各地でこういう事件が起きているんですね。県民はもの凄いストレスを感じています。せめて最低限ですね、例えば水源地、こういうものだけは私たちの「生」に直結する所なので、こういう所は絶対ダメだというようなものを、県は示して欲しいと思うんです。

産廃条例、今度4月にできますけども、そこに水源地には作らないという事は書かれておりませんし、指導要綱で指導していくというお話ではありますけども、こういう配慮はちゃんとして欲しいと思うんですね。その辺、先程の話になりますけど、1億円で買った土地に誰が木を植えるのかという、そういう問題も含めてですね、認可をおろす時には非常に慎重に配慮していただきたいなと思っております。

【会長】

はい、改めて県土を、表現悪いかもしませんけれども、傷つけるような行為がこれからも生

まれてくるかもしれない、これを予めどういうふうに察知したり、我々地元の努力で防げるかと、こういう話がどこでどういうふうに展開できるかということですね、4月に産廃の関係の条例ができるということなんですが、今のような話にもう一言何か事務局の方でコメントありますでしょうか。

今のところ宜しいでしょうか。宜しいですか。

全体的に我々この審議会の中でも今、新妻委員が言われたようなこと、土地利用全般に関わるようなことですので、出来るだけ審議会のメンバーとしても目を光らせたり、いろんな所でこうい議論できるような場面を作らないと、なかなか前に進まないかもしれませんので、是非これからもご指摘をいただければありがたいなと思います。

山川委員お願ひします。

【山川充夫委員】

今のご発言で水源というという話がありましたけれども、当然土地利用ということが関わってきます。森林という話も先ほどありました。今話題になっているものとしてCO2の排出権問題というのがあるということで、こういったことが一体福島県の土地利用ということとどういうふうに関わらせて議論していったらいいのか、それからまた私、先ほど良好なという所でご質問させていただきましたけれども、市街地の空洞化という話が一方で進んでいるわけです。

確かに良好な市街地を形成するということはいいわけでありますけれども、しかしその一方において少子高齢化社会ということの中で、やはり旧来の市街地そのものが非常に疲弊しているということで、ひょっとしたらもっと旧来の中心市街地を疲弊させる恐れがあるだろうと、ですからこういったいわばいろんな事は、やはり最終的には土地利用の在り方という所に関わってくる訳でありますので、今、会長が言われましたように土地利用というのをあまりこう狭く考えるのではなくて、今、いろんなご意見があったようなものを踏まえた上で福島県の土地利用の在り方といったものを考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

これは質問ではありません。

【会長】

どうもありがとうございました。

このような問題をこの審議会でも全面的にと言いましょうか、真正面から取り組んでいく必要があるなど私も感じておりますので、事務局の方ともコンタクトしながら議論をしていく場面を作つていきたいと思います。

他に何かございましょうか。

順番でいいですか。ごめんなさい。二階堂委員の方からお願ひいたします。

【二階堂徳雄委員】

質問なんですけど7ページの所で、これは「都市」と「農業」のところが「都市」になったということと、右下の事業概要を見ますと、事業年度が平成2年から平成3年度でもう既に終わっているものが、今、平成16年度といいますともう10年前にですね土地利用の変更があったものが、今、変更しなければならない理由は何かあったのかなと。

それと、それに関連してですね、例えばこれでいくと10ページでもそうなんですけども、これは事業年度が昭和62年度から平成2年度で既に終わって、もう今は16年度ということになります

と、たまたま忘れていたのか、必要に迫られて今回土地利用計画に諮っていくのか、そういう事業年度と今回の土地利用計画の変更の時期の考え方というものを教えていただきたいと思っております。

以上です。

【会長】

はい。変更事由の発生時期と、はい宜しくお願ひします。

【事務局(都市計画副主幹)】

7ページのですね、工業地として造成された所でございますが、現在ブレーキの部品の製作工場が実際稼働しております、現況がいわゆる工業地域的に都市的な利用がなされていることから、造成がされてからだいぶ経過はしてございますが、現況を省みまして今後騒音規制とかそういう問題も当然出てきますので、工業地域として明確に位置づけしておく必要があるというふうに判断いたしまして、今回農業地域から除外していただきまして、工業地域としての指定の手続きに入っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【会長】

この位時間がかかるもんなんでしょうか、というご質問です。

【事務局(都市計画副主幹)】

はい、この工場が立地してから速やかにそいった手続き等に入る事も当然考えるべきだったと思いますが、これまでこのままになっておりましたのでなるべく早く工業地域として位置づけしていきたいということで今回になってございます。

【会長】

これでも早いんだそうです。実際にこういう事を変更、点検していくとやっぱり時間がかかるかもしれないなというのは僕も感じたりしてるんですけどね、確かにちょっと時間がだいぶかかると思うんですけども。まあ、県の方としても出来るだけそういうのを速やかにチェックしながら進めようということだと思います。

宜しいでしょうか。宜しいですか。

あと丸さんの方からご質問がありました。

【丸睦美委員】

16ページの整理番号10のいわき都市地域ですが、ここは海岸を埋め立てて都市地域拡大ということになっておりますけれども、これは自然保護上問題じゃないかと思うんですが。あと、瀬戸内海の方だと海岸の埋め立てについて厳しいものがあると思うんですが、小名浜港の場合は法律に触れるということはないのでしょうか。

あともう一つ、福島は休耕田が日本で一番多いということなんですが、ただ農地を放っておくのも問題だと思うので、この減反政策で遊ばせている土地を農地として再利用すべきではないかと思うんですが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

【会長】

はい。2点ご質問、ご意見がありました。小名浜港のこと、それから休耕田の扱いのこと。どなたかご答弁いただけますか、事務局の方で。

はい、お願ひいたします。

【事務局(農地利用調整参事)】

先に減反の関係でお答えさせていただきますが、確かに不耕作地が全国で一番多いというあまり名誉でない名前をいただいておりますけれども、これに関しては高齢化とか色々あるわけがありまして、いろんな要因の中じゃあどうすればいいのかと。特にこれはエネルギー換算でありますけれども、食糧の自給率が40%の中で先進国ではこれは最低であります。その中でやはり現在県としても押し進めております地産地消とか、こういうものを通じながら地道にやっていくしかないんじゃなかろうかと。

あと国の方では農地法の改正なりが目されておりますけれども、ただ農地を耕作しなさいというだけでなく、これから作って喜んでもらえるような作物の作り方、販売の仕方、そういうふうに重点を移して進んでいくような、そういう政策っていうものに取り組んでいく、今まで取り組んできましたけれども、今まで以上に取り組んでいくことになっておりますので、力を入れていかなければならぬというふうには思っております。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。

小名浜港の方はどうなたか。

【事務局(土地水調整参事)】

小名浜港の埋め立てにつきましては、公有水面埋立法という法律に基づいて実施したわけでございます。それらの中で自然保護に対する配慮、もしくは産業等の要請等を勘案しながら埋め立てしても宜しいというようなことになっております。また現在こういうような公共事業を行う際につきましては、出来る限り自然を阻害しないようにというような工法の配慮がなされているというような状況でございます。

【会長】

一定の手続きで、法等に触れるようなことにはなっていないということはご理解いただけたということでしょうか。

あと山川さんも何かありましたね。

【山川充夫委員】

一つだけ要望させていただきます。

資料で図面のものが沢山あるんですけれども、これでイメージが湧くんだろうかという。まあ、今ここで議論しているんですけども、ここが一体どういう場所なのか。図面の上で判断するっていうのはわかるんですけども、どういう景観的な状況になっているのかということは、イメージが湧かないんだろうかというふうに思います。したがいまして、写真を撮るのはなかなか難しいのかも

しれないんですが、それからコピーするときに大変なのかもしれません。その時にはパワーポイント的なもので結構ですので、是非この土地利用をですね、計画として転換するところの写真をですね、一枚ないし二枚位見せていただけだと、私どもとしては非常に議論がしやすい。何故かって言いますと、土地利用計画計画書のあれを見ますと、環境と調和のとれたとかですね、あるいは景観に配慮した美しい県土の形成をはかるという、こういうふうに言われている訳でありますので、単にそこの部分だけの議論に終わるのではなくて、その周辺の所との関係で、本当に景観がこの土地利用の基本方向の中で言っているものが確保できるのかどうかということですね、判断する材料をぜひ提供していただきたいというふうに思います。

【会長】

はい、今回はちょっと間に合わなかつた様ですが、今のようなご要望についてコメントいただきたいと思います。

【事務局(土地水調整参事)】

大変失礼しました。ご指摘の通りでございまして、事務局の方でもちょっとその件を実は検討したんですが、話をした時間が短かったということと、今回の現地調査でですね一応確認したんですが、雪が降ってまわりが十分見えないところが結構あったというようなことから、今回につきましてはこのままやらさせていただきました。次回から検討させていただきます。

【鈴木会長】

はい。どうもありがとうございます。

畠腹さん、どうぞ。

【畠腹桂子委員】

ちょっとわからないなこれでは、ということで同じ意見だったんです。整理番号10番のいわきの埠頭は、前に実際にあそこに行ったものですから、「あ、あそこなんだな」というふうには頭の中でイメージを描く事が出来たので、他の所も随分、私、伊達郡桑折町なんんですけど、伊達郡が出てるので今度機会があったら行ってみなくちゃなんていう思いをしました、追加です。

それから本当に初步的な質問で恥ずかしいんですけど、この土地利用基本計画の資料ですね、3ページの後ろで例として真ん中から下の所で、地域森林計画の変更の場合、都市計画用途地域指定の場合のどちらにも公告案の縦覧って言うんですか、公表、縦覧、公告なんてありますけど、こういうのって私たち住民っていうんでしょうか、どういうところでやってるのかしらなんてちょっと本当にわからなかつたものですから、方法とそれから縦覧、これはどの程度、公告した場合に見る方っていうんですか、いらっしゃるのか。これ合ってるか合ってないかわかりません。そういう関心を持ってくる人を多くするための方法の工夫、そういう事があると二階堂委員さんとか新妻委員さんの意見もあれなのかな、なんて思いながら聞いておりました。何か私一人のレベルでそれはお答えするに値しないということであれば結構ですが、どんな方法ですか、そしてこれまでこの案でなくてもどの程度閲覧した人がいるのかという事を知りたかったです。

以上でございます。

【会長】

はい。公告、縦覧についていかがでしょう。少なくともどんな方法で今行われてるかということからご説明いただけるといいと思いますが。

お願ひします。

【事務局(森林計画参事)】

地域森林計画の場合でございますが、公告縦覧、県報に告示する場合がございます。それについて振興局の方に入り口に掲示板がございまして、その中に掲示して皆様にお示しすると。

もう一つはパブリックコメント制度というのが出来ましたので、インターネットなりで意見をいただくというような形で、わざわざ行かなくともインターネットの中でどういう内容だというのを取れるようにということで、地域森林計画の変更につきましても、去年からそのような形でパブリックコメントというような形で多くの皆様に見ていただきたいということで、そのインターネットを通じていつもご覧になれるように中身をご説明しているというような状況でございます。

【会長】

はい、じゃあもう一人。

【事務局(都市計画副主幹)】

この例にあります都市計画用途地域の指定の場合ですけれども、これはいわゆる市町村が決定し、県が同意をするという形ですが、都市計画を決定する場合にそれぞれいろんな案件がございます。

公告ということでございますが、これは県報にまずは登載します。それで何日から何日まで縦覧します、どこどこの場所で縦覧しますというのを県報に登載します。合わせましての県民だよりとか、あるいは市町村の広報ですね、そういったものにも出させていただきまして、市町村関係の決定案件であれば市町村に行けば見られると、あるいは建設事務所に行けば見らますと、それぞれ縦覧の場所も指定してございます。

それから先ほども話にありましたように、県民意見公募制度の中で、いろいろ県のホームページなんかにもですねそういう縦覧の場所とか期日、あるいはその意見の出し方等についてもわかるようにしてございます。出来るだけ私どもとしては決定するにあたりまして、皆さんにわかりやすい制度でやっていきたいなということで努力しているところでございます。どうぞご理解の程宜しくお願ひします。

【会長】

いかがでしょうか。これから進め方等について県の方にもいろいろ工夫をしていただいたら、改善をしていただく、こういうご意見がたくさん出たように思います。それから国土利用計画に基づく、こういう計画を変更する場合の手続きやここにおける議論のあり方についていろいろ注文をいただきましたので、それを是非これから工夫をしていただくことにして、今日の案件について何かありましたらお尋ねしたいと思いますが、今日の案件でいかがでしょうか。

それでは時間もかなり経過をいたしました。皆さんからお伺いしたことは、それこれから先ほど申し上げましたように工夫をしていただくことにして、知事から諮問を受けました福島県土地利用計画の計画書及び計画図の変更について、こういう諮問について、これを適當と認め答申

するという基本方向について確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会場より、「異議なし」との声あり)

【会長】

宜しいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それではこの内容については異議がないということにいたしまして、このように決定いたしたいと思います。

なお、この答申の文案につきましては今の皆さんの意を代しまして、私の方にご一任いたして文案を考えさせていただきたいと思いますが、宜しいでしょうか。

(会場より、「異議なし」との声あり)

【会長】

はい、どうもありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

私は、実は皆さんの議論を聞いて一言だけコメントがあるんですが、土地利用基本計画っていうのを今日議論させていただきました。それでそれに基づいて5つの地域ごとに都市地域だとか、この土地利用基本計画についてという1枚目に、5つの地区について検討するところなっている訳ですね。それで私は都市計画は専門ですので、例えばこの都市地域といいますと都市計画法に基づく計画が行われます。更に最近では都市計画マスターplanというのが各地域で作られます。それで現実にはですね、土地利用基本計画のこの計画書、あるいは計画図と、都市計画の図面と、それから都市計画マスターplanというのが正直に言うと少しずつずれている部分が出てまいります。あるいは重合したり複合したり、ここのこういうことを私は現実にあちこちで見ておりまして、さて、土地利用基本計画の今日議論いただいた中身が本当に全体の下敷きになるような権威付けというとおかしいんですけど、オーソライズが出来るかどうかという所が、多分これからもっともっと議論されていかないといけない、という側面があるように思います。

今日もご議論いただいておわかりのように、土地利用基本計画の中である事業が起きる。この事業を一応認めた上で後で変更する、ということが起きる訳ですよね。土地利用基本計画に基づいてここが森林地域として守ろうという所がどこまで貫徹出来るかということ等が、今の所、その所がかなり流動的だなという感じがしておりますし、都市計画区域の中でも土地利用基本計画による土地利用と、あるいは都市計画による土地利用、あるいは都市マスターplanの将来の方向、これをどう整合をつけていくかというのが非常に微妙な、実は運用状況になっているように思いますし、これから私自身もそこいらの問題点が明確になりましたら皆さんにお諮りしたり何かしようと思いますけども、今はそういう状況で動いている。それで国としてもここいらの問題をさらにもう察知しておられる様で、ここいらをどう調整するかということで、今、工夫だとか議論が進んでるかと思います。そんな中で今日の議論もちょっと歯切れの悪いところがあったかもしれませんけども、これから行政の方々と私も相談しながら、これをどういうふうに明確な方向づけができるのかどうかという事について、工夫をしていくような検討をしていきたいなというふうに思います。

今日は諮問をいただいたものについては、原案の通り了承していただいたということで進めさせていただきます。

それでは、なお、次のこの2に移る前に議題1に関連しまして事務局の方から何かご報告があるそうですので、お願ひいたします。

宜しくお願ひします。

【事務局(土地水調整参事)】

資料2に基づき「国土利用計画法に基づく土地売買等届出書受理件数」等について報告

【会長】

はい、議題1に関連したご報告をいただきました。これについてはご報告に留めますので、皆さんの方でこれを参考にしていただければいいかなと思います。

■議題2 その他

【会長】

次の議題2、その他に移ります。事務局から何かございましょうか。

はいお願ひいたします

【事務局(総務企画参事)】

資料3に基づき「『うつくしま21』の中間点検と見直し」について説明

【会長】

はい。他に、宜しいですか。その他では。

お願ひします。

【事務局(政策評価参事)】

資料4の1、4の2に基づき「平成16年度重点事業」等について説明

【会長】

どうもありがとうございます。 その他では、これからの中間時の見直し、それから平成16年度の重点事業、重点推進分野事業についてのご紹介をいただきました。これから我々の審議会の中で議論する課題として、中間年次の見直しというようなことがありますので、そのご紹介をいただきたいかと思います。

これについて特にご質問を受けるということにはならないかもしれません、宜しいでしょうか。

今日ご説明いただいた資料を、審議会委員の方々是非ご覧をいただいて、これからの審議内容等で反映していただければいいかなと思います。

それではここまでで他にございませんか。宜しいですか。

事務局の方では、宜しいですか。それでは以上で本日の審議を終了させていただきたいと思います。議事の進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。